

NGO 追加提案に対する産業界意見

2014 年 8 月 25 日

一般財団法人 エンジニアリング協会
日本機械輸出組合
日本鉄道車両輸出組合
一般社団法人 日本プラント協会
一般社団法人 日本貿易会

2014 年 8 月 1 日

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

追加提案 1

「環境アセスメント報告書」を「環境・社会影響評価報告書」と変更するべきである。

産業界意見

OECD コモンアプローチの記載に沿った名称とすることに特段の異存はない。

追加提案 2

環境・社会影響評価報告書には、環境アセスメント報告書及び環境許認可証明書に加えて住民移転計画書及び先住民族配慮計画書を含むこととし、JBIC/NEXI による情報公開の対象文書とするべきである。

産業界意見

OECD コモンアプローチにおいても、カテゴリ A に関する情報公開については、環境社会影響に関する情報（例えば、ESIA 報告書やそのサマリー）とされており、JBIC/NEXI の環境ガイドラインはこれと整合していることから、住民移転計画書及び先住民族配慮計画書を ESIA 報告書の構成要素として追記し、情報公開の対象文書とする必要はないと考える。JBIC/NEXI の環境ガイドライン第 2 部は、大規模な非自発的住民移転がある場合や先住民族のための対策が必要な場合、現地事業者に対し住民移転計画書及び先住民族配慮計画書の作成及び公開を求めており、現地事業者による公開は確保されている。

追加提案 3

別表「カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書」は、OECD 環境コモンアプローチ Annex II と同等レベルにするべきである（もしくは別表を廃止し、Annex II を参照対象とするべき）。

産業界意見

各国 ECA の環境ガイドラインのベースとなっている OECD コモンアプローチと整合する改訂には異存はない。

2014年8月18日

熱帯林行動ネットワーク

追加提案 1

現行のガイドラインの第二部の生態系及び生物相の項目に、以下の内容を加える。

対象事業が、自然生息地や天然林地域において、著しい転換や著しい劣化を伴う場合には、自然生息地や天然林地域以外で実施可能な代替案が存在しないことの確認と、著しい転換や劣化による影響が緩和されるような十分な設計と実施を確保するなど、技術的妥当性を持つ緩和策を専門的知見に基づいて策定することを条件とする。

産業界意見

JBIC/NEXIの現行ガイドライン第2部の「(対策の検討)」や「(基本的事項)」において、規定されている事項であり現状でも環境社会配慮の対象となっていると認識しており、追記は不要と考える。

追加提案 2

現行のガイドラインの第二部の生態系及び生物相の項目について、「重要な自然生息地」や「重要な森林」、「自然生息地や天然林地域」をガイドラインやチェックリストで明確に位置づけるために「3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を及ぼしやすい地域の例示一覧」の「3. 影響を受けやすい地域(2)国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域<自然環境>」の項目に上記項目1に関連して、「**自然生息地や天然林地域**」を追加するとともに、以下の修正をしたい。

生態学的に重要な生息地は、珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟に限られないので、イを「生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、**干潟などを含む生物多様性保全において重要な地域**)」に修正。

世銀やIFC等では、貴重種についてIUCNやバードライフの指定なども例示しているので、ウに「国内法、国際条約、国際組織等において保護が必要とされる貴重種の生息地」と、「**国際組織等**」を追記する。

また、<社会環境>の項目を修正して、「少数民族或いは、先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活様式や、これらの伝統的コミュニティが保護すべきと受け止める地域、もしくは特別な社会的価値のある地域」と、「**これらの伝統的コミュニティが保護すべきと受け止める地域**」を追記する。

産業界意見

追記が提案されているうち第1点目及び第2点目は、いずれもJBIC/NEXIの環境ガイドライン第2部3.の該当箇所の例示で読み込める事項であり、現状でも「影響を受けやすい地域」に該当していると認識しており、追記は不要と考える。「国際組織等」の追記については、様々な国際組織が様々な水準の指定を行っている可能性があり、対象が無限定に広がりかねないと考える。仮に追記するとしても権威ある組織として世界的に広く認知されている組織が重要な貴重種として指定しているものに限定すべきである。また、「これらの伝統的コミュニティが保護すべきと受け止める

地域」は、この表現では主観的な判断が入る余地が大きいと考えられるため、より定義が明確で、国際基準で保護されるべきとされている地域の定義とも整合した内容の記載とすべきである。

以上